

指定管理者の指定について

真名瀬漁港甲種漁港施設の指定管理者を次により指定するものとする。

- 1 施設の名称 真名瀬漁港甲種漁港施設
- 2 指定管理者
 - (1) 名称 葉山町漁業協同組合
 - (2) 主たる事務所の所在地 三浦郡葉山町堀内 50 番地 20
- 3 指定期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

令和 2 年 11 月 26 日提出

葉山町長 山梨 崇仁

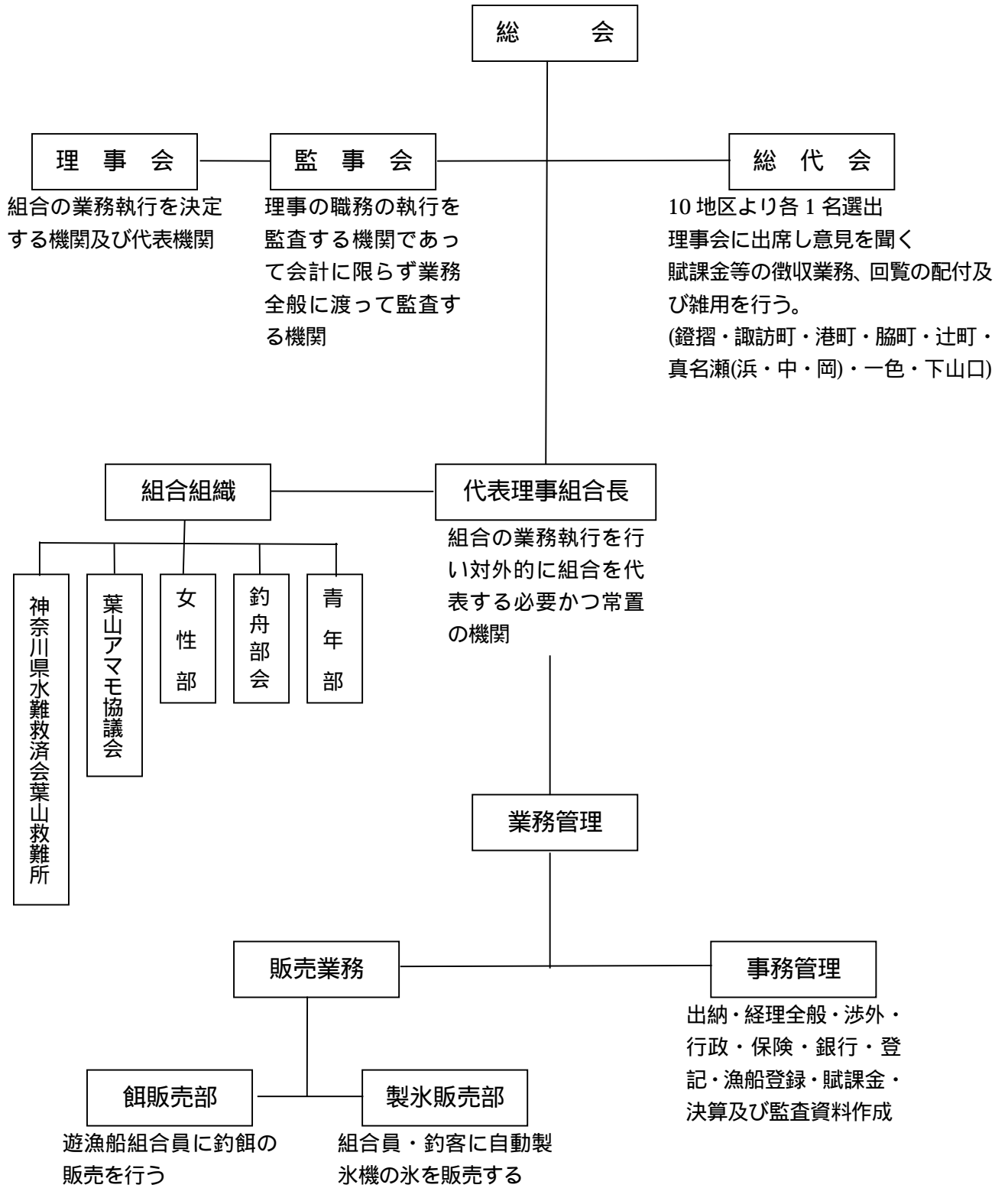
提案理由

真名瀬漁港甲種漁港施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案するものであります。

「葉山町漁業協同組合」の概要

- 1 法人の名称
葉山町漁業協同組合
- 2 主たる事務所の所在地
三浦郡葉山町堀内50番地20
- 3 法人の設立年月日
昭和24年10月20日
- 4 法人の目的
葉山町漁業協同組合は、組合員が協同して経済活動を行い、漁業の生産効率を上げ、もって組合員の経済性、社会的地位を高めることを目的としている。
- 5 事業概要
 - (1) 製氷販売事業
葉山漁協会館1階に自動製氷機を設置し、主に釣船客に販売をしている。
しらす漁などにも利用している。
 - (2) 利用事業
葉山漁協会館の会議室などを貸し出し、利用者から利用料を徴収している。
 - (3) 指導事業
 - ア アワビ、サザエの稚貝やヒラメ、マダイの稚魚を放流する魚貝類種苗放流事業を実施している。
 - イ 海底耕運やウニつぶしなど漁場底質改良事業を実施している。
 - ウ 親子釣体験などの青年部活動促進事業を実施している。
 - エ 魚食普及や浜清掃などの女性部活動促進事業を実施している。
 - (4) 指定管理
葉山町から「真名瀬漁港甲種漁港施設」の指定管理者として指定されている。
 - (5) 漁場利用事業
葉山ダイビング事業連絡会に加盟するダイビング店舗のお客を指定するダイビングポイントへ組合所有船にて案内する。ダイビング中は、安全確保・漁場荒らし等、常時監視を実施している。
 - (5) 自営小型定置網事業
小型定置網事業は休業中である。
- 6 法人の組織図
別添のとおり

組合の組織及び運営



真名瀬漁港甲種漁港施設指定管理者についての経過書

1 意向確認

令和 2 年 10 月 6 日に現指定管理者である葉山町漁業協同組合に令和 3 年度以降の指定管理業務の意向を確認し、葉山町真名瀬漁港管理条例第 20 条の規定に基づき申請書等の提出を求め、令和 2 年 10 月 16 日に申請書等を受理した。

2 審 査

葉山町真名瀬漁港管理条例第 21 条第 2 項の規定に基づき、令和 2 年 10 月 16 日に産業振興課内部にて審査を行った。

3 審査結果

漁港施設は主に漁業活動を行うことを目的に設置されており、基本的に利用者は漁業従事者である。設置目的を考慮すると、漁港の管理を行うには、漁業に関する専門的な知識・経験が必要であり、また、漁業活動が主の施設において民間等の団体では利用者との調整が困難と思われることから、葉山町漁業協同組合により管理することが望ましい。

葉山町真名瀬漁港管理条例第 21 条第 2 項に掲げられている、当該漁業施設を最も効果的に管理できると認められるため、本組合を継続して指定管理者として事業を任せるのに相応しいと評価した。